

外為法改正

〈1〉 解説

「外国為替及び外国貿易法改正の概要
－ 安全保障貿易管理の実効性強化に向けて－」平成21年7月
経済産業省 安全保障貿易管理課

I. はじめに

我が国をはじめとする主要国では、安全保障上機微な技術や貨物が国外に持ち出され、核開発等の懸念ある用途に用いられることがないよう、厳格な輸出管理に取り組んできており、国際社会全体としても、国際連合の安全保障理事会などにおいて、大量破壊兵器等の拡散を防ぐための不断の取組が行われている。

我が国においては、安全保障上機微な技術や貨物に係る輸出管理を外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づき実施している。

しかしながら、国境を越えた人の移動の活発化や情報化の進展により、技術取引等を巡る環境の変化が進んでおり、後述のとおり、現行制度では機微な技術の国外流出を十分に防止することができなくなっている。また、近年、不正輸出の事案が頻発しており、抑止力の強化や企業等による自主的な輸出管理の強化が強く求められているところである。

こうした状況を踏まえ、安全保障上機微な技術や貨物の国外への流出防止を徹底することにより、我が国の対外経済活動の健全な発展のための基盤を整備する必要がある。

こうした問題意識にたち、平成18年4月より産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会のワーキング・グループにおいて、外為法に基づく安全保障貿易管理制度の見直しにつき検討が行われ、平成20年3月には技術取引規制の見直し等の提言を内容とする最終報告がとりまとめられた。

これを踏まえ、経済産業省において外為法の改正案をとりまとめ、第171回通常国会に提出、国会における審議を経て、平成21年4月30日に公布された。

改正法の速やかな施行に向け、現在、関係政省令等の検討が進められているところであり、改正法を受けた外国為替令（以下「外為令」）等の改正案については6月22日付でパブリックコメントの募集が開始されたところである。

今回の改正は、次の4点を主な内容としている。

①安全保障上機微な技術の対外取引に関する規制の見直し

居住者と非居住者との間で行われる取引のみを対象としている現行制度を改め、国境を越えた人の移動により容易に変化し得る居住者又は非居住者の身分にかかわらず、そうした技術を外国で提供することを目的とする取引をすべて規制対象とする。また、本規制の実効性を高めるために、これらの技術が記録された記録媒体の輸出などを規制する。

②仲介貿易取引に対する規制の見直し

大量破壊兵器の拡散を防止するための国連安保理決議第1540号を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする現行規制について、貸借又は贈与に基づく仲介貿易取引も対象とする見直しを行う。

③輸出者等遵守基準

安全保障貿易管理の執行強化のため、業として貨物を輸出する者等に対して、輸出等を適切に実施することを求める仕組みを導入する。

④罰則強化

無許可の輸出及び技術取引等についての罰則水準を引き上げ、併せて、自然人と法人の時効を合わせる調整を行う等規制の担保措置を強化する。

以上、それぞれの改正点の具体的な内容について、パブリックコメントを募集中の外為令等の改正案とあわせて次に詳述することとしたい。

II. 技術取引規制の見直しについて

【改正法第25条第1項及び第3項関係】

1. 趣旨

現行法第25条第1項第1号においては、居住者と非居住者の間の「特定技術を特定の地域において提供することを目的とする取引」のみを規制対象としていることから、以下のような問題が生じている。

- ①一時的に国内に居る非居住者が提供主体となる場合には規制対象外となっている。
- ②居住者が国外に特定技術を持ち出し、非居住者となってから提供する場合には、現行規制の対象外となっている。
- ③居住者が国外に特定技術を持ち出し、居住者の身分のまま、提供する場合には、現行規制の対象であるが、提供地点が国外であるため、執行が困難であり規制の実効性が低い。

こうした問題は、国際的な人的交流が活発化し、自然人の居住者又は非居住者の身分が容易に変わり得、これまで規制対象外となっていた者による取引であって規制すべき局面が増加していることに起因し、さらに情報技術の発展により小型で大容量の技術情報が記録可能な記録媒体が普及したことがこの問題を助長していると考えられる。

2. 改正内容

【改正法第25条第1項】

改正法第25条第1項においては、現行の規制対象

を見直し、前段において居住者・非居住者の区別にかかわらず、誰から誰に対してでも、特定の外国で特定技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に対して許可義務を課すこととし、後段においては、居住者が特定国の非居住者に特定技術を提供することを目的とする取引を行う場合に許可義務を課すことにより、現行制度における規制の漏れを手当している。

なお、今般の改正により、従来の「特定の地域」を「特定の外国」（以下「特定国」）と改めることとしたが、外為令の別表下欄においては引き続き全地域とすることとしている。

また、外為令の改正案を受けて改正が行われる貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「貿易外省令」）においては、以下の3点が手当される予定である。

- ①現行法第25条第1項第1号に規定する取引については、現行の外為令第17条第4項において、経済産業大臣が法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては許可を要しない旨が定められており、これを受けて、貿易外省令第9条第1項において、許可を要しない取引が列挙されている。改正法第25条第1項に規定する取引についても、改正後の貿易外省令において、同様の範囲を許可不要とする予定である。
- ②改正法第25条第1項の許可を受けた者から特定技術の提供を受けた者が当該技術について同項に規定する取引を行う場合のうち、当該者が同項の許可を取得することを要しないと認められる場合についても、貿易外省令において定める予定である。
- ③また、改正法第25条第1項に規定する取引は、国内にいる居住者が外国にある特定技術を他の外国において提供する取引を典型とする、いわゆる「特定技術の仲介取引」を含むものであるが、貨物の仲介貿易取引の場合には、①武器の場合、及び、②非ホワイト国相互間の貨物の移動を伴う取引であって大量破壊兵器等の開発等

に用いられるおそれがある場合、に限定していることに鑑み、貿易外省令において、これと同様の範囲に限って規制対象とするための所要の手当を講じる予定である。

【改正法第25条第3項】

改正法第25条第3項において、同条第1項（及び第2項）の規制の確実な実施を図るため、（イ）特定技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図面又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）を特定国を仕向地として輸出すること、及び（ロ）これと同等の価値を有する行為として、特定国において受信されることを目的として電気通信により特定技術の内容とする情報を送信することを規制することとしている。

また、改正法第25条第3項第1号・第2号の（イ）の違反については未遂罪を設け、輸出に着手した段階で本項違反を問えることとした。

法第25条第3項を新設した趣旨は、現行の法体系では、外国で技術が提供されたことが立証されない限り違法を問うことが困難であったところ、外国への持ち出しの時点で許可を取得していることを要することとし、無許可で技術を持ち出そうとする悪質な事例を水際で捕捉しやすくするというものである。

したがって、法第25条第1項の許可を取得した者については、法第25条第3項の許可取得は不要とすることとしており、現行規制下においても特定技術を国外に持ち出す前に許可を取得しているような輸出管理を適正に行っている企業については、対応の大きな変更を求めるものではない。（ただし、取引に先立って特定技術を国外に持ち出してから外国で取引を行うような場合には、当該持ち出しについて、まず、第3項に基づく許可を取得することが必要となる。その上で、取引の相手方が定まった時点で改めて第1項の許可取得を要する点は、現行に同じである。）

改正法においては、「義務を課することができる」という規定ぶりとなっているところ、改正法第25条第3項第1号に定める行為（以下「輸出及び送信」。）

をしようとする者（当該行為に係る特定技術の提供取引について改正法第25条第1項の許可を受けている場合を除く。）に経済産業大臣の許可を受ける義務を課することを定めたものが、外為令改正案の第17条第2項である。

なお、改正法第25条第3項第1号に定める行為とは、第1項の取引に関する輸出及び送信であることから、例えば、海外出張者が自己使用目的のみで特定技術が記録された資料やパソコンを外国に持ち出し、当該技術を第三者に提供することなくそのまま持ち帰るような場合など、第1項の取引に関しない輸出及び送信は、法律上、規制対象外となっている。また、ただし書において、改正法第25条第3項第1号に該当する行為であっても、経済産業大臣が法目的を達成するために特に支障がないと認めて指定した場合を規制対象外とすることとしている。

本ただし書に基づき、貿易外省令において、以下のような輸出及び送信を規制対象外として定める予定である。

- ①貿易外省令において許可を要しない取引として定める改正法第25条第1項の取引に関する輸出及び送信
- ②改正法第25条第1項に規定する取引により、同項の許可を受けた居住者から国内で特定技術の提供を受けた非居住者が行う当該取引に関する輸出及び送信

改正法第25条第3項に基づく許可申請手続きは、同条第1項に係る手続きと同様に、経済産業省令で定めることとする。

Ⅲ. 仲介貿易取引に対する規制の見直しについて【改正法第25条第4項】

1. 趣旨

大量破壊兵器の拡散を防止するための「国際連合安全保障理事会決議第1540号（大量破壊兵器等の不拡散に関する決議）に関する件」（平成16年4月28日採択）において、「（c）自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、

防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。」が定められ、各国が仲介貿易取引を含めて安全保障貿易管理に一層努めることが求められたことを踏まえ、現行の売買に基づく仲介貿易取引に加えて、他の契約に基づく仲介貿易取引についても規制対象とした。

2. 改正内容

貨物の輸出については、リースなどの貸借等に基づくものも想定されるという実態を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引に加えて、貸借・贈与に基づくものについても規制対象とした。

ただし、現行における仲介貿易取引に対する規制と同様、そもそも外国相互間の貨物の移動を伴う仲介貿易取引については、貨物の移動自体は国外の行為であり捕捉が困難であること、また、本来的には当該貨物の存する各国が各々規制することが前提であることを踏まえ、規制対象となる範囲を政令において現行の仲介貿易取引規制と同様の範囲に限定することとしている。

IV. 輸出者等遵守基準について

【改正法第55条の10～第55条の12関係】

1. 趣旨

近年、無許可輸出には該当しないものの、輸出許可申請を免れるため、貨物の精度に係るデータを改ざん・偽造するなど不適正な事案が生じている。

このため、業として改正法第25条第1項の取引又は現行法第48条第1項に規定する貨物（以下「特定貨物」という。）の輸出を行う者（以下「輸出者等」という。）が当該取引又は輸出（以下「輸出等」という。）を行うに当たり遵守すべき基準を経済産業大臣が定め、輸出者等に当該基準に従って輸出等を行うことを求める仕組みを創設した。

2. 規定内容

(1)輸出者等遵守基準

【改正法第55条の10第1項～第4項】

改正法第55条の10第1項において、経済産業大臣が、輸出者等が輸出等を行うに際し遵守すべき基準（以下「輸出者等遵守基準」という。）を定める責務を負うことを規定している。

また、同条第2項において、輸出者等遵守基準の

内容は、取引の客体となる特定技術又は輸出の客体となる特定貨物が安全保障の観点から特に輸出等の管理を厳重に行う必要がある技術又は貨物（以下「特定重要貨物等」という。）に該当するか否かの確認に関する事項その他輸出等を行うに当たって輸出者等が遵守すべき事項を定めることとし、同条第3項において、特定重要貨物等として、その輸出等が国際的な平和及び安全の維持を特に妨げることとなると認められる特定技術又は特定貨物を経済産業省令において定めることとしている。

さらに、同条第4項においては、輸出者等に対して、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行うことを求めることとする。

当該規定を受け、輸出者等遵守基準の具体的内容や、特定重要貨物等の範囲について、経済産業省令において規定する予定である。輸出者等遵守基準の内容としては、輸出等しようとする特定技術又は特定貨物が特定重要貨物等に該当するか否かを確認する際の責任者を明確化することなどを定める予定である。

(2)指導・助言、勧告、命令について

【改正法第55条の11及び第55条の12】

改正法第55条の11においては、輸出者等遵守基準に従って、輸出等が適正に行われるよう、経済産業大臣が輸出者等に対して必要な指導及び助言をすることができる旨を定めている。

改正法第55条の12第1項においては、経済産業大臣が、改正法第55条の11に定める指導又は助言をしたにもかかわらず、なお輸出者等遵守基準に従って輸出等を行わない輸出者等に対して、経済産業大臣が輸出者等遵守基準を遵守すべき旨の勧告を行うことができることを定め、同条第2項においては、当該勧告がなされたにもかかわらず、輸出者等遵守基準に従った輸出等を行わない輸出者等に対して、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる旨を定めている。

この命令に違反した者は罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となる。

V. 罰則の強化について

1. 無許可輸出等に係る罰則水準の引上げ

【改正法第69条の6等】

(1) 背景

近年の北朝鮮によるミサイル発射及び核実験など、昨今、安全保障を巡る国際的な情勢がますます厳しいものとなっている中で、我が国を代表する企業による不正輸出事案等が續発しており、昭和62年改正により規定された現行の罰則水準では抑止力として十分に機能しているとは言えなくなっている。

(2) 改正内容

改正法第25条第1項、第4項又は現行法第48条第1項違反の罪（5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科）について、懲役を7年以下、罰金を700万円以下に引き上げた。（違反行為の目的物価格の5倍を罰金の上限とする規定については、現行の5倍を維持。）

また、大量破壊兵器関連の貨物及び技術については、それが無許可で輸出等された場合には、国際的な平和と安全のみならず、我が国国民の生命・安全に直接的な危険性及ぶこととなるおそれが強いと考えられることから、これらの改正法第25条第1項、第4項又は現行法第48条第1項違反の罪に対しては、懲役を10年以下、罰金を1000万円以下とした。（違反行為の目的物価格の5倍を罰金の上限とする規定については、現行の5倍を維持。）

改正法第69条の6第2項第1号においては、「核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術」及び「核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造又は使用に係る技術として政令で定める技術」について、無許可取引を行った場合には、懲役10年以下等の罰則で処される旨を定めている。

「核兵器等」のうち、ロケット又は無人航空機について、その範囲を、ミサイルの関連貨物・技術を規制する国際レジームであるMTCR（ミサイル関連資機材管理レジーム）における基準を踏まえて、外為令において、射程が300キロメートル以上のものに限定することとしている。

「核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」としては、外為令別表の1から4までの項に掲げる技術から、核兵器等に関係のない技術

及び核兵器等そのものの設計、製造又は使用に係る技術を除いたものを定めることとしている。

以上により、その無許可取引につき懲役10年以下等の罰則で担保される技術の範囲は、外為令別表の1の項に掲げる技術（輸出令別表第1の1の項（5）、（6）及び（10）から（12）までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を除く）及び同表の2から4までの項に掲げる技術となる。

改正法第69条の6第2項第2号においては、「核兵器等」及び「核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物」について、無許可輸出を行った場合には、懲役10年以下等の罰則で処される旨を定めている。

「核兵器等」は、上述のとおりロケット又は無人航空機の範囲を定めることにより、確定される。「核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物」としては、輸出令別表第1の1から4までの項から、核兵器等に関係のない貨物及び核兵器等そのものを除いた貨物を定めることとしている。

以上により、その無許可輸出につき懲役10年以下等の罰則で担保される貨物の範囲は、輸出令別表第1の1の項に掲げる貨物（（5）、（6）及び（10）から（12）までに掲げる貨物を除く）及び同表の2から4までの項に掲げる貨物となる。

2. 不正な手段による許可等の取得に対する罪の創設【改正法第70条第1項第33号関係】

外為法においては、用途や需要者は、許可するかどうかを判断する上で重要な事項であるにもかかわらず、意図的にこれらに関する事項を偽ることにより許可を取得する事案が発生しており、無許可輸出等と同等の法益侵害が生じ得る事態となっている。このため、「偽りその他不正の手段」により改正法第25条第1項から第4項、現行法第48条第1項又は第2項の許可を取得した者を罰則の対象とする。

3. その他

現在、無許可輸出・取引に対する罰則について、刑事訴訟法に基づき自然人に対する懲役刑の時効が5年となっている一方、法人の罰金刑の時効は3年となっている。この結果、近年の違反事案の例では、

自然人のみが処罰の対象となり、法人は処罰の対象とならない事態が生じているところである。営業成績の向上など法人のために従業員が行った行為である場合が多いにもかかわらず、当該法人を時効により処罰し得ないのは適当ではないと考えられるため、法人に対する罰金刑と自然人に対する懲役刑の時効を合わせる規定（改正法第72条第3項）を導入することとした。

Ⅵ. おわりに

本年4月における北朝鮮によるミサイル発射実験に続き、5月には地下核実験が強行されるなど、安全保障貿易管理の確実な実施は喫緊の課題である。改正法の施行は、公布の日から1年以内の政令で定める日としているところであるが、現在パブリックコメントに付されている外為令や輸出令の改正案のほか、貿易外省令等を始めとする省令等の制定や、改正後の法令等に基づく新制度の周知期間を経て、速やかに施行する予定である。